**男女平等推進プラン（第２次）の体系**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基本目標 | 重点課題 | 施策の方向 |
| Ⅰ  あらゆる分野において、男女が平等に参画できる環境づくり | １  政策・方針決定過程への男女平等・共同参画の推進 | (1) 市の施策・方針決定過程への共同参画の促進 |
| (2) あらゆる分野での方針決定過程への共同参画の促進 |
| ２  固定的な性別役割分担意識等による慣行等の解消 | (1) あらゆる場における男女平等・共同参画の視点・気運の醸成や配慮 |
| (2) 多様な選択を可能にする教育、学習等の充実 |
| ３  地域活動の場での協働や男女平等・共同参画の推進 | (1) 市民の参画への支援 |
| (2) 参画とまちづくりの総合的な連携の推進 |
| (3) 地域防災における男女平等・共同参画の推進 |
| Ⅱ  仕事と生活の調和が保たれ、男女がともに活躍できる環境づくり | ４  仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 | (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発 |
| (2) 子育て・介護支援の整備・充実 |
| ５  働く場における女性の活躍支援 | (1) 新規採用・起業・再就職の支援 |
| (2) 女性の能力開発・育成の促進 |
| (3) 雇用の場における男女平等の視点の促進 |
| ６  家庭・地域活動における男女の相互協力の推進 | (1) 男性の家事・育児・介護等への参加促進 |
| Ⅲ  個人が尊重され、能力が発揮できる環境づくり | ７  あらゆる人に対する人権の尊重 | (1) 人権尊重を進める教育・学習の推進 |
| (2) 人権擁護体制の推進 |
| (3) 困難な状況にある人に対する支援の整備・充実 |
| ８  あらゆる暴力的行為や虐待等の根絶 | (1) 配偶者等からの暴力の防止 |
| (2) 虐待や迷惑行為の防止 |
| ９  国際化社会における理解と交流 | (1) 外国籍市民との共生 |
| (2) 国際的な女性問題等への理解と国際交流の推進 |
| 10  男女の生涯を通じた健康支援 | (1) 健康管理・保持増進のための支援 |
| (2) 妊娠・出産等に関する健康支援 |
| Ⅳ  計画の総合的な推進 | 11  プランの総合的推進 | (1) 男女平等・共同参画の理解・促進 |
| (2) 推進体制の充実・強化 |